

令和2年1月15日
学 長 裁 定

鳥取大学オープンアクセス方針

(目的)

1. 鳥取大学（以下「本学」という。）は、鳥取大学の基本理念「知と実践の融合」に基づき、開かれた大学としてその研究成果を学内外に広く公開し、学術研究の発展に寄与するとともに、地域・社会への説明責任を果たすことを目的として、オープンアクセスに関する方針を定める。

(研究成果の公開)

2. 本学は、出版社、学協会、学内部局等が発行した学術雑誌に掲載された本学に在籍する研究者（以下「研究者」という。）の公的研究資金を用いた研究成果（以下「研究成果」という。）を、「鳥取大学研究成果リポジトリ」（以下「リポジトリ」という。）によって公開する。ただし、研究成果論文等の著作権は本学には移転しない。

(研究成果の提供)

3. 研究者は、研究成果について、共著者の同意を得た上でリポジトリによる公開が可能な版をできる限り速やかに本学に無償で提供する。

(適用の例外)

4. 前項の規定に関わらず、著作権等のやむを得ない理由によりリポジトリによる公開が不適切である場合、本学は、その研究成果を公開しない。

(適用の範囲)

5. 本方針施行前に出版された研究成果や、本方針施行前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。

(その他)

6. 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関する必要な事項は、別に定める。

この方針は、令和2年1月15日から施行する。